



佐賀県公報

平成18年
12月18日
(月曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条例

(五七・職員課)二

(五八・〃)二

(五九・〃)八

(六〇・〃)九

(六一・教育委員会)一〇

(六二・こども課)二

(六三・国際課)四

(六四・医務課)四

(六五・港湾課)六

(六六・〃)六

公布された条例のあらまし

○佐賀県副知事定数条例 (条例第五七号)

- 1 地方自治法第一六一条第二項の規定により、副知事の定数を二人以内とすることとした。
- 2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○地方自治法の一部改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (条例第五八号)

- 1 地方自治法が改正され、出納長を廃止とともに会計管理者を置くものとされたこと並びに吏員及びその他の職員の区分並びに事務吏員及び技術吏員の区分が廃止されたことに伴い、佐賀県准看護師試験委員条例のほか一〇条例について所要の改正を行い、副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止することとした。

○佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (条例第六二号)

- 1 管理職手当を定額制へ移行させることに伴い、手当額の上限を職務の級の最高号給における給料月額の一〇〇分の二五とすることとした。 (第七条の二関係)
 - 2 扶養手当について、扶養親族である子等のうち、三人目以降に係る支給月額を六、〇〇〇円に引き上げることとした。 (第八条関係)
 - 3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。
 - 5 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 扶養手当について、扶養親族である子等のうち、三人目以降に係る支給月額を六、〇〇〇円に引き上げることとした。 (第八条関係)
- 3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例について所要の改正を行うこととした。

- 1 自動販売機の定義を定めることとした。(第八条関係)
 2 販売等の自主規制、有害図書等の販売等の制限及び立入調査等の対象となる業者の範囲を拡大することとした。(第九条、第一三条及び第二八条関係)
 3 青少年にとって適切なインターネットの利用環境を整備するため、次のとおり規定することとした。(第一八条の四関係)

(1) 何人も、青少年がインターネットを利用して、有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

(2) インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、フィルタリングソフトの活用等により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

(3) プロバイダ等は、電気通信役務の提供契約を締結するに当たっては、フルターリングに係る情報等を提供するよう努めなければならない。

4 深夜に青少年の立入りを禁止する遊技業等の範囲を拡大することとした。

(第二二条関係)

5 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六三号)

- 1 旅券法に基づく事務の一部を武雄市が処理することとした。(第二条関係)
 2 この条例は、平成一九年二月一日から施行することとした。
 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

- 1 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等が施行されたことに伴い、引用条項等を改めることとした。(別表関係)
 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

- 1 重要港湾に新たに整備する可動橋、歩廊橋、給電施設及び荷役機械の使用料を定めることとした。(別表第一関係)

- 2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし、1のうち荷役機械に係る改正規定及び3については、同年二月一日から施行することとした。
 3 所要の特例措置を定めることとした。

○条例

佐賀県副知事定数条例をここに公布する。
 平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第五十七号

佐賀県副知事定数条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十二条第二項の規定により、副知事の定数は、二人以内とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第五十八号

地方自治法の一部改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例
 (佐賀県准看護師試験委員条例の一部改正)

第一条 佐賀県准看護師試験委員条例(昭和二十七年佐賀県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号、第三条第一項及び第五条第二項中「関係県吏員」を「関係県職員」に改める。

(佐賀県建築審査会条例の一部改正)

第二条 佐賀県建築審査会条例(昭和二十五年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(佐賀県営住宅条例の一部改正)

第三条 佐賀県営住宅条例(平成九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「吏員」を「県職員」に改める。

(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第四条 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 削除

第七条第三項中「及び出納長」を削る。

(佐賀県職員等の旅費額の欄中「及び出納長」を削る。

別表第一の出納長の項を削る。

第五条 佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第二条第一項第四号中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第十二条第一項、第三項及び第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

る。

(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第六条 佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び出納長」を削る。

(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第七条 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正

第七条 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年佐賀県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 知事及び副知事

第二条第三項第四号中「第二百条第一項」を「第二百条第三項」に改め、同項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一項」に、「吏員」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)による改正前的地方自治法(第十一号において「改正前の地方自治法」という。)第百七十二条第一項に規定する吏員(以下この項及び次項において「吏員」という。)に改め、同項第十号中「第一百一条」を「第一百九条」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 改正前的地方自治法第一百六十八条第一項に規定する出納長及び吏員(佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部改正)の一部を次のように改正する。

第一条中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第九条 佐賀県知事等の退職手当に関する条例(昭和五十六年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を削る。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一
号ずつ繰り上げる。

(佐賀県恩給条例の一部改正)

第十条 佐賀県恩給条例(平成元年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように
に改正する。

第三条第一項第一号中「副知事、出納長及び副出納長」を「及び副知事」
に改め、同項第二号を次のように改める。

二 地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)によ
る改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下この号にお
いて「改正前の地方自治法」という。)第一百六十八条第一項に規定する
出納長、改正前の地方自治法第一百六十八条第三項に規定する副出納長及
び改正前の地方自治法第一百七十二条第一項に規定する吏員(以下この項
において「吏員」という。)

(佐賀県税条例の一部改正)

第十一条 佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条第一号中「県吏員」を「県職員」に改める。

(副出納長の設置及び定数に関する条例の廃止)

第十二条 副出納長の設置及び定数に関する条例(昭和二十七年佐賀県条例第
七十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法
律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合におい

ては、この条例による改正後の佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に關
する条例、佐賀県職員等の旅費に關する条例、佐賀県特別職報酬等審議会條
例及び佐賀県知事等の退職手当に關する条例並びにこの条例第十二条の規定
にかかわらず、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定(この條
例による改正後の佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に關する条例第七
条第三項及び別表第三を除く。)の適用については、なお従前の例による。

参考資料

第一条(佐賀県准看護師試験委員条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第二条 略 (組織)	第二条 略 (組織)

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、
知事が任命又は委嘱する。

一～三 略

四 関係県職員
(任期)

第三条 委員(関係県職員のうちから任命さ
れた委員を除く。)の任期は二年とする。
但し、再任を妨げない。

2・3 略

四 関係県吏員
(任期)

第三条 委員(関係県吏員のうちから任命さ
れた委員を除く。)の任期は二年とする。
但し、再任を妨げない。

2・3 略

(書記)

第五条 略

2 書記は、関係県職員のうちから知事が命
ずる。

3 略

(書記)

第五条 略

2 書記は、関係県吏員のうちから知事が命
ずる。

3 略

第二条(佐賀県建築審査会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	(幹事及び書記)
改 正 前	(幹事及び書記)

2 幹事及び書記は県職員の中から知事が命ずる。

3 略

第七条 略

2 幹事及び書記は県吏員の中から知事が命ずる。

3 略

第七条 略

第三条(佐賀県営住宅条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(目的及び適用範囲)	(目的及び適用範囲)
第一条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の受けける給与並びに旅費及び費用弁償として受けける旅費並びに教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件について定めることを目的とする。	第一条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の受けける給与並びに旅費及び費用弁償として受けける旅費並びに教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件について定めることを目的とする。
一・二 略	一・二 略
三 削除	三 出納長
四・十六 略	四・十六 略

(旅費及び費用弁償)

第七条 略

第三条(佐賀県営住宅条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(住宅監理員及び住宅管理人)	(住宅監理員及び住宅管理人)
第六十三条 住宅監理員は、知事が県職員のうちから任命する。	第六十三条 住宅監理員は、知事が吏員のうちから任命する。
2・4 略	2・4 略

第七条 略

2 幹事及び書記は県吏員の中から知事が命ずる。

3 略

3 教育長の受ける旅費の額は、副知事の受ける旅費に相当する額とする。	2 略
3 教育長の受ける旅費の額は、副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額とする。	2 略

別表第一(第三条関係)
常勤の職員の給料表

職名	副 知 事	九四〇、〇〇〇	略	副 知 事	九四〇、〇〇〇	略	副 知 事	九四〇、〇〇〇	略

別表第三(第七条関係)
旅費及び費用弁償額表

旅費及び費用弁償額表

別表第三(第七条関係)
旅費及び費用弁償額表

職名	副 知 事	九四〇、〇〇〇	略	副 知 事	八五〇、〇〇〇	略	副 知 事	九四〇、〇〇〇	略

旅費及び費用弁償額表

備考	略	教育委員会委員	公安委員会委員	監査委員	略	人事委員会委員	選挙管理委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額	副知事の受ける旅費に相当する額
略	略	副知事の受ける旅費に相当する額	副知事の受ける旅費に相当する額	副知事の受ける旅費に相当する額	副知事の受ける旅費に相当する額	人事委員会委員	選挙管理委員会委員	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額

備考	略	教育委員会委員	公安委員会委員	監査委員	略	人事委員会委員	選挙管理委員会委員	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額
略	略	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	人事委員会委員	選挙管理委員会委員	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額	副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額

3 教育長の受ける旅費の額は、副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額とする。	2 略
3 教育長の受ける旅費の額は、副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額とする。	2 略

第五条(佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(用語の意義)	(用語の意義)
第二条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
四 知事等 知事及び副知事をいう。	四 知事等 知事、副知事及び出納長をいう。
一～三 略	一～三 略
五・六 略	五・六 略
2 略	2 略
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
第十二条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを会計管理者又はその委任を受けた出納員(以下「会計管理者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。	第十二条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを出納長又はその委任を受けた出納員(以下「出納長等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。
2 略	2 略
3 会計管理者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならぬ。	3 出納長等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
4 会計管理者等は、支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合	4 出納長等は、支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は

又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該会計管理者等が

その後においてその者に対し支払う旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該出納長等がその後に当する金額を差し引かなければならない。

おいてその者に対し支払う旅費の額から当

改 正 後	改 正 前
(費用弁償)	(費用弁償)
第四条 略	第四条 略
2 前項の旅費の額は、議長にあつては、知識の受ける旅費に相当する額、副議長及び議員にあつては、副知事の受ける旅費に相当する額とする。	2 前項の旅費の額は、議長にあつては、知識の受ける旅費に相当する額、副議長及び議員にあつては、副知事及び出納長の受ける旅費に相当する額とする。
3 略	3 略
第七条(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表	第七条(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表
第二条 略	第二条 略
(用語の意義)	(用語の意義)
3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する	3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する
2 略	2 略

者を含む)のうち次に掲げる者をいう。

一 知事及び副知事

者を含む)のうち次に掲げる者をいう。

一 知事、副知事、出納長及び地方自治法

第百七十二条第一項に規定する吏員(以

下本項中「吏員」という。)

二・三 略

四 地方自治法第百九十五条第一項に規定

する監査委員で常勤のもの及び同法第二

百条第三項に規定する監査委員の事務を

補助する書記

五 地方公務員法(昭和二十五年法律第二

百六十一号)第九条の二第一項に規定す

る人事委員会の委員で常勤のもの及び同

法第十二条第一項に規定する事務職員で

地方自治法の一部を改正する法律(平成

十八年法律第五十三号)による改正前

地方自治法(第十一号において「改正前

の地方自治法」という。)第百七十二条

第一項に規定する吏員(以下この項及び

次項において「吏員」という。)に相当

するもの

六・九 略

十 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十

七号)第八十五条第六項に規定する海区

漁業調整委員会の書記、同法第百九条に

おいて準用する同法第八十五条第六項の

規定により置かれる連合海区漁業調整委

員会の書記及び同法第百三十二条において

準用する同法第八十五条第六項の規定

により置かれる内水面漁場管理委員会の

書記

十一 改正前の地方自治法第百六十八条规定

一項に規定する出納長及び吏員

十二・二十一 略

4 略

4 略

十一・二十 略

の書記

第八条(佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

(設置)	改	正	後	(設置)	改	正	前
------	---	---	---	------	---	---	---

第一条 県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について調査審議するため、佐賀県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第一条 県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事及び出納長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について調査審議するため、佐賀県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第一条 この条例は、知事、副知事、常勤の監査委員、常勤の人事委員会委員、知事の常勤の秘書及び議会の議長の常勤の秘書並びに教育長(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この条例は、知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、常勤の人事委員会委員、知事の常勤の秘書及び議会の議長の常勤の秘書並びに教育長(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第九条(佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

(目的)	改	正	後	(目的)	改	正	前
------	---	---	---	------	---	---	---

第一条 この条例は、知事、副知事、常勤の監査委員、常勤の人事委員会委員、知事の常勤の秘書及び議会の議長の常勤の秘書並びに教育長(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この条例は、知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、常勤の人事委員会委員、知事の常勤の秘書及び議会の議長の常勤の秘書並びに教育長(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日ににおけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日ににおけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の額)	三・七	略	(退職手当の額)	三・八	略	(退職手当の額)	三・八	略
----------	-----	---	----------	-----	---	----------	-----	---

第十条（佐賀県恩給条例の一部改正）に係る新旧対照表

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第五十九号

第三条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で県から給料の支給を受けるものをいう。ただし、恩給法の規定の準用を受ける者を除く。

一 知事及び副知事

二 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号。以下この号において「改正前の地方自治法」という。）第一百六十八条第一項に規定する出納長、改正前の地方自治法第一百六十八条第三項に規定する副出納長及び改正前の地方自治法第一百七十二条第一項に規定する吏員（以下この項において「吏員」という。）

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員（以下「吏員」という。）

第七条の二第二項中「額は、」の下に「同項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の」を加える。

第八条第三項中「のうち一人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成二十三年三月三十日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七

十二号）附則第七条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受け

る給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における

最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の佐賀

県職員給与条例第七条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高

の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条の規

定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員

		改 正 後	改 正 前
		（職員等）	
第三条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で県から給料の支給を受けるものをいう。ただし、恩給法の規定の準用を受ける者を除く。			
一 知事及び副知事			
二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員（以下「吏員」という。）			
三 略	三 略	二 略	二 略
第四条（佐賀県税条例の一部改正）に係る新旧対照表			
改 正 後	改 正 前	改 正 前	改 正 後
（用語）	（用語）	（用語）	（用語）
第一条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 徴税吏員 知事またはその委任を受けた県職員をいう。	一 徴税吏員 知事またはその委任を受けた県職員をいう。	一 徵税吏員 知事またはその委任を受けた県職員をいう。	一 徵税吏員 知事またはその委任を受けた県職員をいう。
二 略	二 略	二 略	二 略

(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)
会規則で定める。

- 4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。
- 附則第八条第一項中「第七条の二第二項」及び「第七条の二第二項及び」を削り、「給料との」を「給料の額との」に改める。

参考資料

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正	後	改 正	前	
(管理職手当)			(管理職手当)		
第七条の二 略			第七条の二 略		
3 前項の手当の額は、同項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十五をこえない			2 前項の手当の額は、給料月額の百分の二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。		
(扶養手当)			(扶養手当)		
第八条 略			第八条 略		
3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき六千円(職員扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち一人については一万千円)とする。			3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき六千円(職員扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち一人については一万千円)とする。		

4 略

◎佐賀県条例第六十号
佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)に係る新旧対照表

第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七条第二項及び第十七条第五項(給与条例第十七条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額」とある給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二条)以下「平成十七年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十七条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例第七条の規定による給料の額との合計額」とする。	第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七条第二項、第七条の第二項及び第十七条第五項(給与条例第十七条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額」とある給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二条)以下「平成十七年改正条例」という。)附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十七条の二第二項及び第十七条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例第七条の規定による給料の額との合計額」とする。
2 略	2 略

第三条第一号中「百分の七十五」を「百分の六十五」に改め、同条第二号中「百分の五十」を「百分の四十五」に改め、同条第三号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同条第八号中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(退職手当の額)	(退職手当の額)
第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一 知事 百分の六十五	一 知事 百分の七十五
二 副知事 百分の四十五	二 副知事 百分の五十
三 出納長 百分の三十五	三 出納長 百分の四十
四～七 略	四～七 略
八 教育長 百分の二十五	八 教育長 百分の三十

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県条例第六十一号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）の一部

を次のように改正する。

第九条の二第二項中「額は、」の下に「同項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の」を加える。

第十条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第九条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）
4 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「及び第九条の二第二項」を削り、「佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項」を「同項」に改め、「以下「平成十七年改正

条例」という。」及び「佐賀県公立学校職員給与条例第九条の二第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」とを削る。

参考資料

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
第九条の二 略	(管理職手当)	(管理職手当)
2 前項の手当の額は、同項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、給料月額の百分の二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」といいう。）については一人につき六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合はそのうち一人については一万千円）とする。
第十条 略	(扶養手当)	(扶養手当)
3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」といいう。）については一人につき六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合はそのうち一人については一万千円）、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」といいう。）のうち二人までについてはそれぞれ六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合はそのうち一人については一万千円）、	3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」といいう。）のうち二人までについてはそれぞれ六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合はそのうち一人については一万千円）、
4 略		

新旧対照表
附則第四項（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。	第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項及び第九条の二第二項の規定の適用については、佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、佐賀県公立学校職員給与条例第九条の二第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。	第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項及び第九条の二第二項の規定の適用については、佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。	第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項及び第九条の二第二項の規定の適用については、佐賀県公立学校職員給与条例第九条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。
2 略	2 略	2 略	2 略
2 略	2 略	2 略	2 略
2 略	2 略	2 略	2 略

◎佐賀県条例第六十二号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
古川康

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）の一部を

次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

九 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をすることが

平成18年12月18日(月)

ない状態（物品の販売に従事する者が電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信設備をいう。）を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客を確認する等、直接に対面をすることがないすべての状態を含む。）で販売を行うことができる機器をいう。

第九条第一項中「の販売若しくは貸付け」を「を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させること」に、「に」を「いずれかに」に改める。

第十三条第五項中「の販売又は貸付け」を「を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴されること」に改める。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

（インターネット利用環境の整備）

第十八条の四 何人も、青少年がインターネットを利用して、第九条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。

3 プロバイダ（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）又は当該プロバイダのために電気通信役務の提供を内容とする契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者は、役務提供契約を締結するに

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表			
	改	正	後
九 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をすることがない状態（物品の販売に従事する者が電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信設備をいう。）を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客を確認する等、直接に対面をすることがないすべての状態を含む。）で販売を行	(定義)	(定義)	改 正 前
一〇八 略	第八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	改 正 前
一〇八 略	（定義）	（定義）	

うことができる機器をいう。

(販売等の自主規制)

第九条 興行を主催する者、図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、表示し、若しくは頒布しないように努めなければならない。

一・二 略

2 略

(有害図書等の指定及び販売等の制限)
第十三条 略

5 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者は、第一項の規定により指定された図書等及び前三項の規定により青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とされたもの(以下「有害図書等」という。)を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

6 略

(インターネット利用環境の整備)

第十八条の四 何人も、青少年がインターネットを利用して、第九条第一項各号のいずれ

(販売等の自主規制)

第九条 興行を主催する者、図書等の販売若しくは貸付けを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講することにより、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、表示し、若しくは頒布しないように努めなければならない。

一・二 略

2 略

(有害図書等の指定及び販売等の制限)
第十三条 略

5 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定された図書等及び前三項の規定により青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とされたもの(以下「有害図書等」という。)を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

6 略

かに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という。)を閲覧し、又は視聴することができないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。)を公衆の利用に供する者は、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能

を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することができないように努めなければならない。

3 プロバイダ(インターネットへの接続を可能とする電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)又は当該プロバイダのために電気通信役務の提供を内容とする契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者は、役務提供契約を締結するに当たつては、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(深夜興行等への立入禁止)

第二十一条 興行を主催する者又は客に遊技、スポーツその他これらに類するものを行わせる営業で規則で定めるもの(以下「遊技業等」という。)を営む者(以下「興行者」)は、

(深夜興行等への立入禁止)

第二十一条 興行を主催する者又は客に遊技、スポーツその他これらに類するものを行わせる営業で規則で定めるもの(以下「遊技業等」という。)を営む者(以下「興行者等」という。)は、

等」という。」は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

2 略

(立入調査等)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。

一 略

二 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聽させることを業とする者の営業の場所

三～五 略

六 遊技業等を営む者の遊技業等の場所

2 略

(立入調査等)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。

一 略

二 図書等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所

三～五 略

六 遊技業等を深夜に営む者の遊技業等の場所

1

この条例は、平成十九年二月一日から施行する。
(経過措置)

三条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により知事に対してなされた申請に基づく処分その他の行為については、同日以後においても、知事がするものとする。

参考資料

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改	正	後	改	正	前
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)		(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)	
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	

事務	市町又は 広域連合	事務	市町又は 広域連合
一・一の二 略		一・一の二 略	
一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く。)イーチ 略	鳥栖市 伊万里市 武雄市	一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く。)イーチ 略	鳥栖市 伊万里市
一の四～二十八 略		一の四～二十八 略	

●佐賀県条例第六十三号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部

を次のように改正する。

第二条の表第一号の三中「伊万里市」を「伊万里市　武雄市」に改める。

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事　古川康

附則

●佐賀県条例第六十四号

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例
佐賀県立病院好生館使用料手数料条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十一号）

の一部を次のように改正する。

別表の百八十日超入院加算料の項中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）や「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）に、「第3号」を「第8号」と、「第4号」を「第9号」と改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種 别	料 金	備 考	種 別	料 金	備 考	略	略
180日超入院加算料	1日につき 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示」という。）第8号に規定する通算対象入院料の額に100分の15を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	180日超入院加算料とは、告示第8号の規定により計算した入院期間（告示第9号に規定する者に係る入院期間を除く。）が180日を超えた場合に第2条第1項に規定する諸料金に加算する使用料をいう。	180日超入院加算料	1日につき 選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示」という。）第3号に規定する通算対象入院料の額に100分の15を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	180日超入院加算料とは、告示第3号の規定により計算した入院期間（告示第4号に規定する者に係る入院期間を除く。）が180日を超えた場合に第2条第1項に規定する諸料金に加算する使用料をいう。	略	略

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例を以下に公布する。
平成十八年十二月十八日

●佐賀県条例第六十五町

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例(昭和四十七年佐賀県条例第二十六町)の一部を次のように改正する。

別表第一のプレジャーボート用浮桟橋の項の次に次のように加える。

可動橋	1回につき	2,160
歩廊橋	1回につき	2,200

別表第一の給水施設の項の次に次のように加える。

給電施設	使用時間1時間までごとに	87
------	--------------	----

別表第一の荷役機械の項を次のものに改める。

荷役機械 (揚力34トンのもの) を使用する場合	移動式ジブクレーン ごとに	使用時間30分まで 9,000
上記クレーンを補助するクレーンを使用する場合	ごとに	使用時間30分まで 9,000

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の荷役機械の項の改正規定及び次項の規定は、同年二月一日から施行する。
(使用料の特例)

2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例別表第一の規定の適用については、同表の荷役機械の上記クレーンを補助するクレーンを使用する場合の項中「9,000」とあるのは、平成十九年二月一日から同年三月三十一日までにあつては「6,300」と、同年四月一日から平成二十年三月三十一日までにあつては「7,650」と、それぞれ読み替えるものとする。

参考資料

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料				別表第1 (第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料			
港湾施設	区分	単位	使用料(円)	港湾施設	区分	単位	使用料(円)
略							
ブレジャー・ボート用浮桟橋 略							
可動橋		1回につき	2,160				
歩廊橋		1回につき	2,200				
略							
給水施設	略			給水施設	略		
給電施設		使用時間1時間までごとに	87				
略							
荷役機械	移動式ジブクレーン (揚力34トンのもの) を 使用する場合	使用時間30分までごとに	9,000	荷役機械	移動式ジブクレーン (揚力34トンのもの) を 使用する場合	使用時間30分までごとに	9,000
	上記クレーンを補助する クレーンを使用する 場合	使用時間30分までごとに	9,000				

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発 行 定 日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金 営業日
金 印刷日